議題１：自衛隊からの自衛官募集に係る住民基本台帳の一部の閲覧請求への対応について（岡崎市提出）

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
名古屋市	平成31年1月11日付けで自衛隊愛知地方協力本部長より、「平成31年度自衛官募集にかかる住民基本台帳の閲覧について」の依頼文書受領。募集対象者を抽出した閲覧リストの調製について配慮を依頼するもの。	従前 全住民が記載された閲覧リストを閲覧させる方法 法的根拠：住民基本台帳法第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求をすることができる。 現在 18歳日本人男女が記載された閲覧リストを閲覧させる方法 法的根拠：従前に同じ 考え方：職員の事務負担軽減を目的とし、市の業務運営の観点から変更したもの。	（２）と同様に対応する予定。
豊橋市	担当部署への訪問及び協力依頼については例年通り。（自衛隊愛知地方協力本部豊橋地域事務所長及び担当職員の来庁）	平成30年度までは、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧（支援措置対象者を除く住民全件リスト）により対応していた。 例年自衛官募集にかかる閲覧は長期（1週間程度）に及ぶため、立合に係る職員の負担軽減を目的とし、今年度より自衛隊の求める適齢者を抽出した閲覧用リストを用いた住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧により対応した。	今年度と同様に対応する予定。
岡崎市	電話にての閲覧依頼、通知の送付受付、閲覧日の確保等	紙リストを閲覧 住民基本台帳法第11条第１項の規定に基づき住民基本台帳の一部を閲覧	上記(2)を基本考えているが、今後市町村が取りうる閲覧等の方法と法的根拠等について、県、他市の御意見を参考としたい。
一宮市	自衛隊愛知地方協力本部長による市長訪問にて、防衛大臣から全国の自治体に対し、自衛官募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供方法を、適齢者情報に抽出した紙または電子媒体による提供を求める依頼があった。	従前：該当者を抽出せず閲覧を認めている。根拠法令：住民基本台帳法第１１条第１項、理由：自衛官募集に関しては、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当し、住民基本台帳の一部の写しを請求することができるから。 今年度：該当者を抽出した名簿の閲覧を認めている。根拠法令：自衛隊法第９７条、同施行例第１２０条、	自衛隊より市民課に対して閲覧申請が提出された時点で、自衛官募集事務を所管する担当課から、市民課に対し抽出した台帳を閲覧リストとするよう、依頼文書をもらう。
瀬戸市	閲覧の協力依頼のため、担当部署へ訪問いただいています。 なお、当市においては、該当者情報の抽出リストは作成しておりませんが、夜間・休日の戸籍届出の受付対応の際、警備員が利用する台帳（生年月日順）を閲覧いただいております。	従来から（１）の対応をしており、今年度対応を変更したということはありません。	特段、変更の予定はありません。

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
半　田　市	自衛官募集の協力依頼に担当課への訪問、市長面談等はありません。	閲覧にあたっては、閲覧者が半田市役所市民課にて紙媒体の台帳を閲覧し、対象者を閲覧用リストから閲覧記録用紙に転記する方法で行っています。住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日付自治振第１５０号等通知）に定められている事項を記載した閲覧用リストから転記することと半田市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する取扱要綱を法的根拠としており、今年度も同様の方法で閲覧していただきました。	来年度も閲覧方法は同上の運用をする予定です。法的根拠も上記のとおり。ただし、自衛官募集事務の担当課（防災交通課）に直接依頼があれば、防衛大臣名等からの通達の範囲内で対応する準備はあります。
春 日 井 市	自衛隊愛知地方協力本部からの閲覧請求	閲覧等方法については、市内全域の住民登録情報を出力したリストから該当者を専用の閲覧転記用紙に記入してもらっている。自衛隊からの自衛官募集に係る閲覧請求は、住民基本台帳法第11条第１項に規定する法令に定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると判断できるため、閲覧に応じている。	現時点では今年度と同様と考えている。
豊　川　市	担当部署に依頼文をもって訪問。	従前は、住民基本台帳の全住民リストを閲覧させていた。法的根拠は、住民基本台帳法第１１条第１項。 今年度は、住民基本台帳から該当者情報を抽出したリストを作成し、閲覧させた。法的根拠は、従前と変更なし。 対応を変更した理由は、自衛隊からの依頼及び他自治体の動向を踏まえ、住民基本台帳法に規定する「閲覧」の範囲内で協力することとしたため。	未定。
津　島　市	自衛隊法第97条に「都道府県知事及び市町村は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、自衛官募集は、法律上自治体の事務とされている。 自衛隊からの依頼内容の主旨が、自衛官募集の事案（閲覧申請以外）であれば総務課が対応する。	自衛隊からの閲覧請求は、住民基本台帳法第11条第１項の規程に基づく申出であるため、法に則り閲覧可能と判断した。	今後も、住民基本台帳法第11条第１項の規程に基づく閲覧請求であれば、上記（２）のとおり、他の閲覧申請者と同等の対応とする。
碧　南　市	安城地域事務所所長の異動に伴う市長面談の際に文書による依頼がありました。	住民基本台帳法第１１条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求されるため、碧南市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領により、紙の閲覧リストを閲覧に供しています。	次年度以降については、自衛隊法施行令第１２０条に基づき自衛隊が担当課へデータ等の提供を求める予定です。担当課においてデータ提供が市の業務であると判断した場合、データ使用承認申請書が市民課に提出されます。
刈　谷　市	担当部署への訪問、部長対応	住民基本台帳法第１１条及び第１１条の２の規定に基づく閲覧	検討中 根拠法令を住民基本台帳法とし今までどおりの閲覧とするか、自衛隊法により抽出協力するか、また、自衛隊法による場合は、抽出したデータ及びリストの管理をどのようにするか等、各市等の状況を参考に検討させていただきたい。

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
豊　田　市	４月に自衛隊募集等の推進について、自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所広報官が法定受託事務担当部署の豊田市庶務課に依頼文書を持参された。 依頼文書について、例年は特に記載はなかったが、今年度は強調して募集対象者情報の提出について具体的に紙媒体、電子媒体での提出依頼となっていた。 対応については、自衛隊から例年通りの住民基本台帳の閲覧で構わないと言われており、庶務課から自衛隊に対して、紙・電子媒体には対応できない旨伝え了解を得ていた。 市民課に対しては、５月に住民基本台帳法第十一条に基づく閲覧請求があった。	例年、豊田市においては住民基本台帳法第十一条に基づく、「国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」として対応し、個人情報保護の観点から、対象者を抽出し、さらに支援措置中の人を抜いた紙リストを作成し閲覧に供している。	来年度以降も例年同様、住民基本台帳法第十一条に基づく、「国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」として対応していく予定である。
安　城　市	担当部署への訪問します。及び後市長面談を実施（危機管理部局同席）。	閲覧等方法：全住民リストをＰＤＦファイルにてＰＣ画面閲覧をさせています。 根拠法令：自衛隊法第２９条及び同法施行令第１２０条並びに住民基本台帳法第１１条 理由：住民基本台帳法第１１条において、閲覧させることを請求することができるとされているため。	未定であり、他市町の状況を参考にしたいです。
西　尾　市	市民課へ電話にて自衛隊愛知地方協力本部長より閲覧請求あり。その後文書で請求。	全世帯、氏名のあいうえお順で閲覧。住民基本台帳法第11条により、国の機関の請求であるため実施している。	今年度と同じ方法で実施予定。
蒲　郡　市	前年同様、書面で依頼	住民基本台帳システムから閲覧希望の条件・範囲で対象者を抽出したデータを閲覧専用のパソコンに複写する。閲覧者は画面上で閲覧し書き移したものを持ち帰る。 現状の方法についての根拠は「蒲郡市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱い要領」第１０条第３項による。	今年度同様と考える。 ただし、他の市町村と統一するのであれば、協議・検討していきたい。
犬　山　市	毎年依頼があり市民課で対応している。	閲覧請求依頼文書を受理し、申出書及び閲覧誓約書を提出した上で指定された住民の範囲で閲覧台帳を作成し、閲覧記入用紙に転記してもらう方法で閲覧。 住民基本台帳法第１１条の規定に基づき閲覧請求、誓約書により誓約事項を遵守	今年度同様に対応予定 （住民基本台帳法及び事務取扱要綱に基づき対応）
常　滑　市	市民窓口課へ住民基本台帳閲覧請求書による閲覧申出	住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく閲覧請求	同上
江　南　市	担当部署への訪問。	紙媒体の字別全住民リストから対象者を閲覧する。 住民基本台帳法第11条。自衛隊法第29条第1項及び第35条。	従前と同じ。

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
小　牧　市	自衛隊愛知協力本部から、自衛隊法第２９条第１項および第３５条に基づく住民基本台帳の閲覧申請があった。	住民基本台帳法第１１条第１項に基づき、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させている。住民基本台帳全件の閲覧は時間がかかる上、対象者以外の情報が多いため、対象者のみ抽出したリストを用意している。住民基本台帳法に基づけば、あくまで閲覧によるものであり、データ提供することはできないと考える。	従来どおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧で対応、もしくは自衛隊法施行令第１２０条による防衛大臣からの請求に対して、小牧市個人情報保護条例に基づき、審査した上でデータ提供する対応が考えられます。他市町村の対応や今後の動向をみて、適切に対応したいと考えている。
稲　沢　市	市民課へ電話予約の上来庁。閲覧請求依頼書を提出。	3日間にわたり全件閲覧リストから対象者を書き写す 住民基本台帳法第11条の2第1項、稲沢市住民基本台帳事務取扱要綱第3条第3項	これまでどおり 住民基本台帳法第11条の2第1項、稲沢市住民基本台帳事務取扱要綱第3条第3項
新　城　市	自衛隊募集の担当課に連絡があり、市民課で閲覧可能日を調整。後日書面での閲覧申出あり。審査のうえ、決定通知を送付。	紙媒体の行政区別閲覧名簿を閲覧してもらう。年齢ごとになっているため、対象外の年齢の者は黒塗りで対応。	住基法第11条第1項の規定に基づき、紙媒体で出力したものを閲覧してもらっている。紙又は電子媒体での提供は、閲覧の範疇から逸脱していると考え、担当課も市民課と同じ考えのため、今後も今までどおりの対応予定。
東　海　市	自衛隊の担当者が窓口へ来庁し、文書で協力要請があった。	対象者を抽出した年齢別閲覧リスト（紙）にて閲覧をしてもらった。 法的根拠：自衛隊法施行令　第百二十条　・住民基本台帳法　第十一条 理由：自衛隊法において、防衛大臣は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとされ、住民基本台帳法第十一条に規定される「法令で定める事務」の遂行のために必要である点に該当するため。 考え方：紙又は電子媒体で提供できる根拠がないと考えられるため。	今年度と変更予定なし。ただし、年齢別閲覧リスト（紙）については、対象年齢だけを抽出した閲覧リストを作成し、閲覧をしてもらうことも検討中である。根拠等についても（２）と同様。
大　府　市	自衛官募集事務については危機管理課が担当。	従来は市民課窓口において閲覧のみであったが、今年度からは閲覧ではなく危機管理課から対象者名簿の提供を実施している。 なお、提供対象者名簿情報の遺漏及び目的外使用することが無いよう、個人情報の保護について誓約書を交わしている。 【根拠】 自衛官募集事務は、自衛隊法（第97条）において、市の法定受託事務とされている。 自衛隊法施行令（第120条）において、自衛官募集に必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されている。 大府市個人情報保護条例（第7条）において、法令又は条例の規定に基づく時に提供できる旨規定されている。	同左
知　多　市	事前に、担当部署へ訪問により協力依頼あり。	文書による閲覧請求後、紙リストを来庁して閲覧。 市側で、リストの抽出や並べ替え等は行わない。 自衛隊法第２９条第１項及び第３５条の事務の遂行のため、住民基本台帳法第１１条に基づいて行っている。	（２）に同じ。

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
知　立　市	担当課へ訪問し、要望書の提出あり	住民基本台帳法第１１条第１項の規定により住民基本台帳閲覧請求書の提出を受け、閲覧台帳から市民課規定の閲覧転記用紙に書き写してもらう。 また、今年度は変更していません。	変更する予定はありません。
尾張旭市	平成31年4月23日に依頼文、4月24日に申出書及び誓約書の受付。審査後、担当者間で日程調整をし、令和元年5月14日に閲覧を実施しました。	当市では、自衛隊の閲覧については住民基本台帳法第11条第１項を法的根拠とし、閲覧の方法は尾張旭市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領に沿って実施しています。なお、閲覧の際には、申出の際の必要書類にて審査し、同意書に記入していただいた上で閲覧を実施しています。なお、当市では、閲覧記載用紙に筆写していただくこととし、写真撮影、複写機等による謄写、電子読み取り及び録音機による録音等は認めておりません。（第9条） （参考）尾張旭市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領 第9条　　住民基本台帳の閲覧に際しては、閲覧記載用紙(第6号様式)に筆写することとし、写真撮影、複写機等による謄写、電子読取装置による読み取り及び録音機による録音等はこれを認めないものとする。	変更の予定はありませんが、他市の状況についてご教示ください。
高　浜　市	例年通り閲覧による方法での依頼が住民担当課にありました ※紙又は電子媒体での提供依頼はありませんでした	全住民の記載された住民基本台帳閲覧リスト（紙ベース）にて閲覧 住民基本台帳法及び高浜市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領による	同上 ※現時点では紙又は電子媒体での提供は考えていません
岩　倉　市	自衛隊担当者が依頼文を持参し市民窓口課へ来庁された。	閲覧方法：閲覧対象を抽出したものを、閲覧者が書き写しをしている。 根拠法令：住民基本台帳法第１１条 岩倉市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領	今年度までと同じ。
豊　明　市	自衛官募集事務の協力をしている部署（総務課）に、文書で該当者情報に関する資料の提出依頼がありました。また、自衛隊協力本部の訪問時に市長との面談が行われ、今後の対応について検討するよう市長から総務課に指示がされています。 今年度は閲覧請求があったので、例年どおり抽出することなく本市全員の台帳を閲覧してもらいました。	住民基本台帳法第１１条第２項第２号に基づいた根拠法令を提示したうえでの請求のため本市全員が記載された台帳を閲覧いただいています。	未定
日　進　市	募集担当課への依頼（電話にて）5月 市長への訪問　今後ある見込み	・全件閲覧 ・日進市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務処理要綱 ・通常の国・地方公共団体からの閲覧請求と同じ扱いをしている	・来年度以降については未定 ・自衛隊が自衛隊法施行令120条にも基づき資料の提出を要請 ・「紙媒体で提出」もしくは抽出した資料を見ていただくことは住基法の通常の閲覧の範囲外を考える
田　原　市	担当部署への訪問	閲覧方法　防衛省からの閲覧請求に基づき、請求に係る住民の範囲で閲覧リストを作成して閲覧させる。 法的根拠：住民基本台帳法第１１条による	今年度と同様で変更なし

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
愛　西　市	担当部署への訪問。今年度より紙媒体で情報を提供して欲しいとの依頼があった。	募集対象者情報を抽出し閲覧させている。 住民基本台帳法第１１条を根拠に閲覧させているが、抽出して閲覧させる事については明記されていない。自衛隊法第９７条では市町村長は自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとされているため、協力する形で、抽出し閲覧させている。	紙媒体での提供を求められいるが、住民基本台帳法の閲覧においてデータの提供は該当しないこと、また、提供に関しては自衛隊法施行令第１２０条で市町村町に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されているが、できる規定であるため提供をする明確な根拠にはならないため。来年度以降も抽出した情報を閲覧させる対応をしていく。
清　須　市	市民課へは、例年どおりに閲覧の申請があるのみ。市長および自衛隊の窓口である防災行政課等、幹部への訪問は無い。	自衛隊法第９７条第１項 自衛隊法施行令第１２０条 住民基本台帳法第１１条第１項 清須市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱	来年度以降も、これまで同様、閲覧で対応する予定。 今後、法改正も含めて対応方法が国や県から示されれば、上記の限りではない。
北名古屋市	平成３１年４月３日付け防人育第６６８４号防衛大臣からの「自衛官募集等の推進」について（依頼）及び平成３１年４月１０日付け愛知地本第５９２号自衛隊愛知地方協力本部長からの「自衛官募集等の細部について」を自衛隊員が市民課へ持参。総務課で文書を受付し保管。	住民基本台帳法第１１条の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に応じている。 （平成２１年１月１３日付け愛知地本第３８号「自衛隊愛知地方協力本部に対する適齢者情報の提供について」に対し、平成２１年３月５日付け２１北行第２１号で回答済み。） 閲覧台帳（氏名、住所、生年月日、性別）を閲覧させ、募集対象者を閲覧用紙に転記する方法で行っている。	住民基本台帳法第１１条の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に応じるが、住民基本台帳法の閲覧以外の情報提供の依頼が今後あった場合は、その根拠法令等で対象者情報が提供できるかどうか慎重に審査し対応すると考えている。
弥　富　市	市民課（閲覧担当者）及び総務課（自衛官募集に関する業務担当）とそれぞれ別日に面談した。	自衛隊から提出された申出書に記載の要件で抽出した閲覧リストを作成し、筆写させている。要件で抽出することについて法的根拠はないが、閲覧の時間短縮のために行っている。	法改正等がない場合、今年度と同じ対応を考えている。 しかし、本市総務課に確認したところ、県が来年度の対応を示すとの情報があり連絡待ちとのことなので、その状況を見極める必要がある。
みよし市	担当部署への訪問（自衛隊愛知地方協力本部　豊田地域事務所）	端末の画面にて募集対象者情報を抽出して、転記式で閲覧をしています。 根拠法令　住民基本台帳法第１１条第１項 理由　紙又は電子媒体での提供は、閲覧の概念を超えるものと考えるため。	例年通り実施する予定ですが、近隣市町村の状況もみて検討していきます。
あ　ま　市	４月に自衛隊から市民課へ対象者住民情報を閲覧でなく紙又は電子媒体で提供するよう防衛大臣名等の文書協力要請があった。	住民基本台帳法第１１条に基づく閲覧及び自書による方法で対応してきました。この方法での情報提供により、募集対象者情報得ることができ、自衛隊の目的は、達成されていると考えます。	現在のところ、今年度と同じ対応を考えています。

市名	回答		
	（１）担当課への協力依頼の状況について	（２）今年度までの閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について	（３）来年度以降の閲覧等方法及びその法的根拠・理由・考え方について
長 久 手 市	防衛大臣名等の協力要請が出されたことを受け、市長面談がありました。	閲覧簿を提示し、所定の転記用紙への記入のみを認めています。 当市の事務取り扱い要綱にて「閲覧者は、閲覧簿に記載された事項（以下「記載事項」という。）を転記するときは、閲覧簿記載事項転記用紙に記入する方法により行わなければならず、写真機、複写機、録画の機能を有する機器その他これらに類するものを使用することはできない。 ２　閲覧者は、閲覧の終了後、記載事項を転記した閲覧簿記載事項転記用紙を総務部市民課の職員に提出し、その確認を受けなければならない。」とあるためです。	来年度以降も同様に取り扱う予定です。